

## 5 利用料金

2021年4月1日現在

### (1) 介護保険の対象となる利用料金

記載は、1割負担の金額になっています。2割負担の方は表示金額の2倍になります。3割負担の方は表示金額の3倍になります。

#### 介護通所リハビリテーション費(1日あたり)

##### —1時間以上2時間未満—

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
基本利用料	366円	395円	426円	455円	487円
理学療法士等体制強化加算	30円				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円				
合計	414円	443円	474円	503円	535円

##### —6時間以上7時間未満—

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
基本利用料	710円	844円	974円	1,129円	1,281円
リハビリテーション提供体制加算	24円				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円				
合計	752円	886円	1,016円	1,171円	1,323円

\* 利用時間が6時間を満たない場合、法令で決められた利用料金でご請求いたします。

\* 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価

令和3年4月から9月末までの間、基本利用料金に0.1%上乘せする。

#### <各種加算>

加算項目	費用	内容
リハビリマネジメント加算(B)イ(6ヶ月以内)	830円	定期的に通所リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から状況等に関する説明を致します。医師が定期的に状態を確認し、通所リハビリテーション計画書の説明を致します。
リハビリマネジメント加算(B)イ(6ヶ月超)	510円	
リハビリマネジメント加算(B)ロ(6ヶ月以内)	863円	加算(B)イの要件に適合し、利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションサービス提供に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること
リハビリマネジメント加算(B)ロ(6ヶ月超)	543円	
短期集中リハビリテーション実施加算	110円	退院退所後、または認定日から3ヶ月以内に個別リハビリテーションを集中的に実施します。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250円	廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者に対する、適時適切なリハビリテーションの提供をした場合算定します。毎月自宅を訪問し、生活行為に関する評価を行います。
栄養改善加算	150円	低栄養状態の改善を目的として個別的に栄養改善サービスを実施した場合に、3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定します。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円	口腔機能の向上を目的として個別的に口腔機能向上サービスを実施した場合に、3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔と栄養の健康状態を確認し、介護支援専門員と情報を共有した場合に算定します(6ヶ月に1回)。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔か栄養の健康状態を確認し、介護支援専門員と情報を共有した場合に算定します(6ヶ月に1回)。
科学的介護推進体制加算	40円	以下の①②の基準を満たしている際、算定します。 ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること。 ②必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって、①の情報を適切かつ有効に必要な情報を活用すること。
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	▲47円/回	▲はマイナスの意味。自宅と事業所との間の送迎を行わなかった場合。

## (1) 介護保険の対象となる利用料金

記載は、1割負担の金額になっています。2割負担の方は表示金額の2倍になります。3割負担の方は表示金額の3倍になります。

### 介護予防通所リハビリテーション費(1ヶ月あたり)

	要支援1	要支援2
基本利用料	2,053円	3,999円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	72円	144円
合計	2,125円	4,143円

\* 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価  
令和3年4月から9月末までの間、基本利用料に0.1%上乘せする。

#### <各種加算>

加算項目	費用	内容
運動器機能向上加算	225円	運動機能向上サービスを実施した場合に算定します。
栄養改善加算	200円	栄養改善サービスを実施した場合に算定します。
口腔機能向上加算	150円	口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480円	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち2種類のサービスを実施した場合に算定します。
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700円	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち3種類のサービスを実施した場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔と栄養の健康状態を確認し、介護支援専門員と情報を共有した場合に算定します(6ヶ月に1回)。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔か栄養の健康状態を確認し、介護支援専門員と情報を共有した場合に算定します(6ヶ月に1回)。
科学的介護推進体制加算	40円	以下の①②の基準を満たしている際、算定します。 ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること。 ②必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって、①の情報を適切かつ有効に必要な情報を活用すること。
事業所評価加算	120円	所定期間にある一定の
長期利用の減算 要支援1	▲-20円	通所リハビリテーションの利用を開始した日に属する月から12ヶ月を超えてサービスを利用する場合に1月につき所定の単位数を減算します。
長期利用の減算 要支援2	▲-40円	

## (2) 介護保険対象外の利用料金

介護保険でカバーできない支援を自費サービスとして下記の料金で行っています。気軽にご相談下さい。

要介護別	利用料金	備考
要支援	3,000円	利用料金は、1日の利用料金となっております。 食費やその他の費用は別途かかります。
要介護	5,000円	

#### ○その他の費用(利用された場合のみ請求)

内容	利用料	備考
食費	620円	1食あたりの金額
おやつ	100円	おやつを希望される方(一日・午後利用の方のみ)
診療材料費	実費	ガーゼ、包帯、消毒等
その他	実費	その他、日常生活において必要となるものに係る費用

## 6 お支払い方法

請求書発行	毎月中旬までに前月分の請求書を発行します。
お支払い方法	毎月の利用料は、翌月中にご指定の口座から自動引き落としをさせていただきます。お支払いが確認でき次第、領収書を発行します。